

# 資料編

## 環境基準等

### 1 大気汚染

表1-1

物 質	環 境 基 準 等
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が0.06ppm以下
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下

(注) この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

### 2 水質汚濁

#### (1) 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

表2-1

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1、1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1、1-2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1、3-ジクロロプロパン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
1、2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1、1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
シス-1、2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
		1、4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。

(注4) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

## (2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

## ア 河川

## ① 全亜鉛、ノニルフェノール以外の項目

表2-2

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					備 考
		水素イ ン 濃 度 (pH)	生物化 学 的 酸 素 要 求 量 (BOD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・自然 環境保全及びA 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100m l 以下	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作 を行うもの
A	水道2級・水産 1級・水浴及び B以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100m l 以下	水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水 操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操 作を行うもの
B	水道3級・水産 2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100m l 以下	水産1級：ヤマメ、イワナ等貧水性水 域の水産生物用等 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧水 性水域の水産生物用等
C	水産3級・工業 用水1級及びD 以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性 水域の水産生物用 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水 操作を行うもの
D	工業用水2級・ 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	工業用水2級：薬品注入等による高度の 浄水操作を行うもの 工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
E	工業用水3級・ 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないと のこと	2 mg/L 以上	—	環境保全：国民の日常生活において 不快感を生じない限度

## ② 全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の項目

表2-3

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンス ルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生 物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は年間平均値とする。

## イ 湖沼

## ① 全窒素、全リン以外の項目

表2-4

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					備 考
		水素化 濃 度 (pH)	化 学 的 酸 素要 求 量 (COD)	浮 遊 物 質 量 (SS)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 数	
AA	水道1級・水産1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100ml 以下	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用等 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用等 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
A	水道2、3級・水産2級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100ml 以下	工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度
B	水産3級・工業用水1級・農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用等 水産1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用等 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
C	工業用水2級・環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—	水産1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 水産2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度

(注) 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

## ② 全窒素、全リンの項目

表2-5

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値		備 考
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L以下	0.005 mg/L以下	
II	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）・水産1種・水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの （「特殊なもの」とは臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
III	水道3級（特殊なもの）及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用等
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	水産2種：ワカサギ等の水産生物用等 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度
V	水産3種・工業用水・農業用水・環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	

(注) 基準値は、年間平均値とし、農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

③全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の項目

表2-6

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考 基準値は年間平均値とする。

### (3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

表2-7

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	1、1、1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1、1、2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	1、3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	セレン	0.01 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
1、2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふつ素	0.8 mg/L 以下
1、1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1、2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1、4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

(注1) 基準値は、年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(注2) 「検出されないこと」とは、規定の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

3 騷音

### (1) 騷音環境基準

表3-1

地域類型		環境基準値		
	当てはめる地域	地域の区分	昼間(午前6時から午後10時)	夜間(午後10時から翌日の午前6時)
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	第一種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	田園住居地域			
B	主として住居の用に供される地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
	第一種住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	第二種住居地域			
	準住居地域			
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
	近隣商業地域	車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下の道路の端から15m	70デシベル以下	65デシベル以下
	高速自動車国道		備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	
	一般国道			
	県道	2車線を超える道路の端から20m		
	4車線以上の市町村道			
	自動車専用道路			

(注1) 一般の騒音に適用されるもので航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

(注2) 「車線」とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

## (2) 自動車騒音の限度（要請基準）

市町村長は、自動車騒音が次表の基準を超えており道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

表3-2

区域の区分		基準値		
	当てはめる地域	車線	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
第Ⅰ種 区域	専ら住居の用に供される地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	第一種低層住居専用地域			
	第二種低層住居専用地域	2車線以上	70デシベル以下	65デシベル以下
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	田園住居地域			
第Ⅱ種 区域	主として住居の用に供される地域	1車線	65デシベル以下	55デシベル以下
	第一種住居地域			
	第二種住居地域	2車線以上	75デシベル以下	70デシベル以下
	準住居地域			
第Ⅲ種 区域	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	車線を有する道路	75デシベル以下	70デシベル以下
	近隣商業地域			
	商業地域			
	準工業地域			
特 例	幹線交通を担う道路に近接する空間	2車線以下の道路の端から15m	75デシベル以下	70デシベル以下
	高速自動車国道			
	一般国道	2車線を超える道路の端から20m		
	県道			
	4車線以上の市町村道			
	自動車専用道路			

## (3) 新幹線鉄道騒音環境基準

表3-3

環境基準		地域の類型を当てはめる地域
地域の類型	基準値	
I	70デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
II	75デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めのない地域であって住居等が存在する地域

(注1) 「沿線区域」とは、別に定められた東北新幹線に係る工事実施計画による東京起点から軌道中心線に沿って八戸側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。

(注2) 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。

(注3) 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向～150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはまる地域から除く。

## 4 道路交通振動の限度（要請基準）

市町村長は、道路交通振動が次表の基準を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に道路の舗装、維持、修繕を都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請できる。

表4-1

区域の区分	当てはめる地域	基準値	
		昼間（午前7時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前7時）
第1種区域	第一種低層住居専用地域	65デシベル以下	60デシベル以下
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
第2種区域	田園住居地域		
	近隣商業地域		65デシベル以下
	商業地域		
	準工業地域	70デシベル以下	
	工業地域		

## 5 悪臭規制物質と規制基準

悪臭とは、人に不快感や嫌悪感を与えるにおいのことで、次のとおり悪臭規制物質と規制基準が定められ、その発生源については資料5-1のようなものが考えられる。

表5-1

悪臭物質	においの性質	規制基準(ppm)		主要発生源事業場
		規制区域の内 工業及び工 業専用地域	規制区域の内 左記以外の 地域	
アンモニア	「し尿」のようなにおい	2	1	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った「たまねぎ」のよう なにおい	0.004	0.002	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、下水処理場、し尿処理場等
硫化水素	腐った「卵」のようにおい	0.06	0.02	畜産農場、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	腐った「キャベツ」のよう なにおい	0.05	0.01	クラフトパルプ製造工場、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
二硫化メチル		0.03	0.009	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った「魚」のようにおい	0.02	0.005	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	「青ぐさい」刺激臭	0.1	0.05	アセトアルデヒド製造工場、酢酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造工場、魚腸骨処理工場等
プロピオンアルデヒド		0.1	0.05	
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	0.03	0.009	
イソブチルアルデヒド		0.07	0.02	
ノルマルパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい 焦げたにおい	0.02	0.009	
イソバケルアルデヒド		0.006	0.003	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	4	0.9	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのよう なにおい	7	3	
メチルイソブチルケトン		3	1	
トルエン	ガソリンのようにおい	30	10	
スチレン	都市ガスのようにおい	0.8	0.4	
キシレン	ガソリンのようにおい	2	1	
ノルマル酢酸	「汗くさい」におい	0.002	0.001	
ノルマル吉草酸		0.002	0.0009	
イソ吉草酸	むれた「くつ下」のにおい	0.004	0.001	
プロピオン酸	「すっぱい」ような刺激臭	0.07	0.03	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造工場等

(注) 本市の場合、「規制区域」とは都市計画法の市街化区域と同じ区域。

## 温室効果ガス排出量算定方法

表6-1

## 算定対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	概要	地球温暖化係数*
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	主に化石燃料を燃焼させると発生する。温室効果ガスの9割をしめており、温暖化への影響が大きい。	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	湿地や水田、家畜の消化管内発酵、天然ガスの生産、廃棄物処理及び排水処理などから発生。	28
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	海洋や土壤、窒素肥料の使用や工業活動に伴って放出。	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC <sub>S</sub> )	冷蔵庫やエアコンの冷媒、半導体洗浄などに使用。	4~12,400
パーフルオロカーボン (PFC <sub>S</sub> )	主に半導体の製造工程におけるエッチングや洗浄に使用。	6,630~11,100
六ふつ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	電気の絶縁体などに使用。	23,500
三ふつ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	主に半導体の製造工程におけるエッチングや洗浄に使用。	16,100

\*地球温暖化係数とは、二酸化炭素を基準 (=1) として各物質が温暖化をもたらす程度を示す数値のこと

表6-2

## 温室効果ガス排出量の算定方法（エネルギー起源二酸化炭素）

部門	エネルギー種別消費量算定方法		データの出典
産業部門	製造業	① 業種別エネルギー消費量原単位 =業種別エネルギー消費量(岩手県)/業種別出荷額(岩手県) ② 業種別エネルギー消費量原単位×業種別出荷額(盛岡市)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・工業統計
	農林水産業	農林水産業エネルギー消費量(岩手県) ×農林水産業従業者数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー統計 ・国勢調査
	建設業・鉱業	建設業・鉱業エネルギー消費量(岩手県) ×就業者数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー消費統計 ・国勢調査
家庭部門	灯油・LPガス	家庭の年間購入量(盛岡市)×世帯数(盛岡市)	・家計調査年報 ・国勢調査
	電力	家庭部門電力消費量(岩手県)×世帯数の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー統計 ・国勢調査
業務部門		業務エネルギー消費量(岩手県) ×業務系延べ床面積の比(盛岡市/岩手県)	・都道府県別エネルギー統計 ・国勢調査
運輸部門	自動車	国立環境研究所 道路交通センサス 自動車起終点(OD)調査データ	・市区町村別自動車交通CO <sub>2</sub> 排出 データーブル

表6-3

## 温室効果ガス排出量の算定方法（エネルギー起源二酸化炭素以外）

部門	ガス種類	排出部門別消費量算定方法	データの出典
自動車	CH <sub>4</sub> / N <sub>2</sub> O	自動車の種類別走行距離×排出係数	・市区町村別自動車交通 CO <sub>2</sub> 排出データーブル
廃棄物(燃焼)	CO <sub>2</sub> /CH <sub>4</sub> /N <sub>2</sub> O	一般廃棄物焼却量及び産業廃棄物×排出係数	・盛岡市統計
農業	CH <sub>4</sub>	水田作付面積、家畜飼養頭数×排出係数	・盛岡市統計
	N <sub>2</sub> O	家畜飼養頭数×排出係数	・盛岡市統計
代替フロン等 4ガス分野	HFC <sub>S</sub> /PFC <sub>S</sub> / SF <sub>6</sub> /NF <sub>3</sub>	代替フロン排出量(全国)×(人口、電気機械製造 品出荷額、電力量等)比(盛岡市/全国)	・総合エネルギー統計 ・盛岡市統計 ・家計調査年報等
森林等の 吸収源	CO <sub>2</sub>	間伐、植栽、植林によるバイオマス蓄積量の算定	・盛岡市統計

## 用語の解説

本書に記載された主な専門用語について、五十音順にまとめました。（〔 〕内は初出ページ）

### ア

#### アイドリングストップ [p. 61]

自動車やオートバイが無用なアイドリングを行わないことを意味する和製英語であり、駐停車や信号待ちなどの間にエンジンを停止させることで、燃料節約と排出ガス削減の効果が期待されている。

#### アスベスト [p. 18]

石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺がんの原因となることから、昭和55年以降建築材として使用されていない。

#### 硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>） [p. 19]

二酸化硫黄（亜硫酸ガス、SO<sub>2</sub>）や三酸化硫黄（無水硫酸、SO<sub>3</sub>）の総称である。石炭や石油などの硫黄を含むものが燃焼したときに発生する。大気汚染物質として古くから知られ、主に火力発電所、重油燃焼ボイラー、製油所等の固定発生源から排出される。SO<sub>2</sub>は無色で刺激臭があり、水に溶けやすいので、吸収すると鼻粘膜や気管支などの上気道を刺激する。長期間吸入すると、慢性気管支炎やぜん息の原因となる。また、酸性雨の主成分でもある。

#### ウォーカブル推進都市 [p. 63]

国土交通省が推進する「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりに賛同し、応募した地方公共団体のこと。2022年11月末時点で、336自治体が登録している。

#### エコツーリズム [p. 39]

自然環境や歴史文化を対象として、体験、学習を通じて、地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。

#### エコドライブ [p. 61]

自動車などを利用する際に、運転技術など誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする燃費向上施策であり、環境省では「ふんわりアクセセル」「加減速の少ない運転」など「エコドライブ10のすすめ」として推進している。

#### エコマーク商品 [p. 55]

資源を再利用したり、環境汚染を抑える工夫をするなどの環境への負荷の少ない、あるいは環境の改善に役立つ商品を示すマーク。環境省の指導のもとに(財)日本環境協会が認定事業を実施している。

#### オゾン（O<sub>3</sub>） [p. 16]

強力な酸化力をもつ酸素の同素体であり、大気中には普通0.01～0.04ppmしか含まれていない。オゾン濃度が高くなると非常に危険であり、0.15ppmを超えるとのどが刺激される。

#### オゾン層 [p. 65]

地上10～50kmに存在する比較的オゾン濃度の高い大気層。皮膚がんの原因となる有害紫外線を吸収し、地表に到達するのを防いでいるが、フロンなどによるオゾン濃度の減少が問題となっている。

#### 温室効果ガス [p. 5]

太陽から地表に入射する紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持ち、大気下層・地表付近の温度を高く保つ現象を起こすガスの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふつ化硫黄が温室効果ガスとされている。

### 力

#### 夏緑落葉広葉樹林帯 [p. 10]

寒冷期（冬季）に落葉する広葉樹を主とする森林帯で、低温帯で十分な降水量がある地域に成立する。

#### 環境基準 [p. 15]

「環境基本法」で、「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標として定められているものであり、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

#### 環境保護地区 [p. 12]

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地。

#### 環境マネジメントシステム [p. 55]

事業体が自主的に環境保全に関する方針を定め、それを構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、目標達成のための計画を作成し、その実行のための体制などを整備し、さらに取組の実行状況を監査して見直しを行うもので、この繰り返しによって取組を推進していくとするもの。

#### 環境緑化地区 [p. 12]

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、道路の沿線又は緑地が少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区。

#### 近接空間 [p. 25]

道路の車線数の区分に応じ、道路端から以下に示す距離の範囲をいう。

①2車線以下の車線を有する道路：15m

②2車線を超える車線を有する道路：20m

**近隣型公害** [p. 86]

日常生活などに伴って生じている音や臭いなど身近で生じた公害。

**クールシェアスポット** [p. 66]

夏場の電力消費を抑える省エネと熱中症予防を目的とし、涼しい公共施設や商業施設などで冷房環境を共有する取り組み・場所のこと。

**グリーン購入** [p. 32]

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

**グリーンコンシューマー** [p. 55]

直訳すると「緑の消費者」の意。この「緑」は「環境にやさしい」を意味しており、買い物をするときに、できるだけ環境に配慮した製品を選ぶことによって、社会を変えていこうとする消費者のこと。

**グリーンプロット** [p. 12]

民有地などを活用した街角の小緑地。

**景観計画** [p. 82]

景観法第8条に定める良好な景観の形成に関する計画であり、景観計画の区域、良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針等を定めるもの。

**景観地区** [p. 87]

「景観法」に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態意匠の制限、高さの最高限度等に係る事項を定めた都市計画の地域地区となる制度。

**光化学オキシダント** [p. 14]

窒素酸化物や炭化水素などが大気中で太陽の紫外線により光化学反応し、発生する酸化力の強いガス状物質の総称。

**高効率照明器具** [p. 61]

高効率照明器具とは、光源、点灯装置、器具本体それぞれの効率を高めた器具を指し、具体的には、高効率蛍光灯、高効率LED照明、有機ELなどの普及が期待されている。

**国土利用計画盛岡市計画** [p. 88]

市域全体の総合的な土地利用の推進を目的とした計画。農用地や森林など「利用区分ごとの市土利用の基本方向」や地域を土地利用特性に応じて都市ゾーン、田園居住ゾーン、自然保全ゾーンの3つのゾーンに区域に区分した「地域類型別の市土利用の基本方向」などを定めている。

**こどもエコクラブ** [p. 45]

子ども達が主体的に行う環境学習や環境の保全活動を支援することを目的とした環境省の事業に登録した、地域において環境に関する取組を行う数人から20人程度の小・中学生のグループ。

サ

**再生可能エネルギー** [p. 3]

再生可能エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、温度差熱利用、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、などの新エネルギーに水力発電、地熱発電、波力発電、海洋温度差熱発電を加えたエネルギーをいう。

**シェアリング** [p. 32]

共有すること。本計画では、物品を多くの人と共有したり、個人間で貸し借りをしたりする際の仲介を行うサービスの総称として使用している。

**資源集団回収** [p. 7]

町内会や子ども会などの市民団体が行う資源回収

**暑熱** [p. 66]

夏場の炎天下における熱さを指す言葉。暑さ。体が暑さに慣れることを「暑熱順化」と言ったり、暑熱により体調を崩すことを「暑熱障害」と言ったりする。

**新・湯治** [p. 35]

平成29年（2017年）7月に「自然等の地域資源を活かした温泉地の活性化に関する有識者会議」により提言された、地域資源の活用につながる現在のライフスタイルにあった温泉地の過ごし方。訪問者は、温泉入浴に加えて、周辺の自然、歴史・文化、食などを活かした多様なプログラムを楽しみ、地域の人や他の訪問者とふれ合うことで心身ともに元気になり、多くの人が訪れることで温泉地のにぎわいを生み出していくことを目指す取組。

**森林公園** [p. 11]

森林に対する市民の多様なニーズに応えるため、森林休養施設や森林レクリエーション施設などを保健休養の場として活用し、森林林業に対する理解を深め、林業者の所得向上など、林業振興に資するため設置する公園。

**線状降水帯** [p. 6]

次々と発生する積乱雲が列をなし、線状に伸びた地域に大雨を降らせる現象のこと。記録的な集中豪雨やそれに伴う大規模な土砂災害や洪水が引き起こされる。

タ

**ダイオキシン類** [p. 14]

工業的に製造する物質ではなく、物を焼却する過程や農薬などの化学物質を製造する際などに生成される物質。難分解性であるため、環境中に放出されると土壤や水環境中に長期間残留し、生物濃縮を通じて生体に影響を及ぼすとされている。

**大腸菌数** [p. 19]

水の汚濁、特に人畜の排せつ物などによる汚れを知る尺度。

**多自然型工法** [p. 76]

河川改修などに当たって、生物の良好な生息・生育環境に

配慮し、併せて人間にとっても親しめる自然環境を保全・創造する工法。

#### 地区計画 [p. 88]

「都市計画法」に基づき、建築物の形態や道路などの公共施設の配置などからみて一的な区域において、その特性にふさわしい良好な環境を整備し保全するための計画。

#### 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) [p. 14]

一酸化窒素 (NO) や二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の総称である。物が高温で燃焼する際に、空気中の窒素が酸化されて発生する。大気汚染物質としてのNO<sub>x</sub>は、固定発生源よりも自動車等の移動発生源から排出される量が多い。排ガス規制が実施されているにもかかわらず、自動車台数が増加しているため大気中のNO<sub>x</sub>濃度は改善されていない。NO<sub>x</sub>は刺激臭があり水に溶けにくいため、吸引すると肺の深部まで到達して慢性気管支炎や肺気腫の原因となる。また、炭化水素と太陽の紫外線の共存下で光化学オキシダントを生成する。

#### 長伐期施業 [p. 74]

更新から主伐までの期間（伐期）の長い森林施業のこと。日本では60年以上の場合を長伐期と呼ぶことが多い。長伐期施業は、高質の木材を収穫しやすく、また森林生態系を長く保持するため、生物多様性や表土保全などの面でも優れた手法である。

#### 低公害車 [p. 33]

低公害車は、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車などがある。

#### テレメータシステム [p. 84]

各測定局の毎時の測定値が即時に中央監視局に送信される設備。

#### テレワーク [p. 39]

情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

#### 特定植物群落 [p. 10]

環境省「自然環境保全基礎調査」による学術上重要な植物群落又は個体群。

#### トランジットモール [p. 64]

商店街への自動車の乗り入れを制限し、歩行者専用空間としたショッピングモールなどに、バスやタクシーなどの公共交通だけを通行可能とした空間。

#### ナ

#### 75%値 [p. 19]

水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。調査期間内の日間平均値の全データをその値の小さなものから順に並

べ、 $0.75 \times n$ 番目（nは日間平均値のデータ数）のデータをもって75%値とする。BOD又はCODで、この値で環境基準の適否を判定する。

#### 農村公園 [p. 11]

農村地域に憩いの場を確保し、地域住民の交流の促進を図るための公園。

#### ハ

#### ばい煙 [p. 83]

「大気汚染防止法」などにおいて、次のとおり定められている。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴い発生する物のうち、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素、鉛及びその化合物並びに窒素酸化物（これらを総合して有害物質という。）

#### 廃棄物 [p. 3]

占有者が自ら使用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったものをいい、気体状の物及び放射性廃棄物を除く固形状から液体に至るすべてのものが含まれ、さらに、その排出状況などから産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められたものをいう。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいい、日常生活に伴って生じるごみ、粗大ごみ、し尿などのほか、事業活動に伴い生じる紙くず、木くずなどの廃棄物のうち、産業廃棄物に含まれないものをいう。

#### バイナリー発電 [p. 60]

加熱源により沸点の低い媒体を加熱・蒸発させてその蒸気でタービンを回す方式で、地熱発電などで利用されている。地熱バイナリー発電では、低沸点媒体を利用することにより、媒体の加熱源に従来方式では利用できない低温の蒸気・熱水を利用することができる。

#### ハスクレイ [p. 61]

非晶質アルミニウムケイ酸塩と低結晶性粘土からなる複合体の無機系吸着材で、ゼオライトやシリカゲル（A型）の約3倍の水蒸気吸着量を有し、100°C以下の低温でも再生が可能な高性能吸着材。工場等の低温廃熱を用いた熱利用システムとして、各地で実証実験が行われている。

#### 光害（ひかりがい、こうがい） [p. 87]

主に、人工照明の設置方法や配光が不適切なことや、景観や周辺環境への配慮が不十分なこと等により起こる、光による影響のこと。動植物の睡眠阻害や、交通・防犯面での死角の発生、星空が明るくなることで天体観測・研究教育活動

が妨げられるなど、その影響は多岐にわたる。

### 非近接空間 [p. 25]

50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所。

### 微小粒子状物質（PM2.5） [p. 14]

空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\text{ }\mu\text{m}$ （ $1\text{ }\mu\text{m}$ は $1\text{ m}$ の100万分の1）以下の小さな粒子をいい、浮遊粒子状物質（SPM）に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されている。物の燃焼などによって直接排出されるものと、大気中での化学反応により生成されたものとがある。工場・事業場における事業活動のほか、一般家庭における調理や暖房、土壌や火山といった自然由来のものなど、発生源は多岐にわたる。

### 風致地区 [p. 79]

「都市計画法」に基づき定めることができる地域地区のうち、都市の風致を維持することを目的として定める地区。

### フードドライブ [p. 39]

余っている食品をイベントや学校、職場などに持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設等に寄付する活動のこと。

### フードバンクポスト [p. 68]

食料品の寄付を自由に入れることのできるポスト。寄付された食料品は生活困窮者等に無償で提供される。

### 複層林施業 [p. 74]

垂直方向に階層の異なった樹冠を有する森林のことを複層林といい、複数の層が同時に存在する利点を生かして森林を管理する施業のことを複層林施業という。具体的には、すべての樹木を伐採して林地を裸地化して森林を管理する皆伐施業とは対照的に、層ごとに多段階に分けて伐採し管理を行う方法のことをいう。

### 浮遊粒子状物質（SPM） [p. 14]

空気中を浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ （ $1\text{ }\mu\text{m}$ は $1\text{ m}$ の100万分の1）以下の小さな粒子をいい、これを吸い込むと肺の奥深くまで達し、呼吸器系の疾患を起こすとされている。自動車の排出ガス、道路からのほこりの巻き上げ、工場の煙や自然現象である黄砂などに含まれている。

### プレーロット [p. 44]

団地などの一角に設けられる、子どもを対象とした小さな遊び場。

### フロン [p. 63]

塩化フッ化炭素（クロロフルオロカーボン類）の日本での通称。CFCやフレオンともいい、20種類ほどある。非常に安定した物質でほとんど無害なため、クーラーやスプレー、半導体の洗浄用などに使われたが、使用後大気中に放出されるとオゾン層の破壊を引き起こすとして、1987年のモントリオール議定書により生産・消費量の規制と段階的削減が決定した。さらに、1990年の同議定書の改定により、特定フロン5種の2,000年全廃が決まった。1992年には、1996年

までの規制の前倒しと代替フロンなどの規制の追加が決定された。1995年、1997年、1999年には、規制の前倒しが決定された。

## マ

### マスターplan [p. 2]

最も基礎、基本に据えられた優位性のある計画。

### 面的評価 [p. 24]

路線ごとに評価区間を設定し、道路沿道から50mの幅の範囲の全ての住居等について、住宅の密集度・構造等を配慮して各戸の騒音レベルを推計し、環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。

### もりおか交通戦略 [p. 63]

市総合交通計画の方針を受け、これまで取り組んできた将来道路網計画や公共交通施策からの課題を背景しながら、概ね10年後を目標とする、公共交通や自転車の利用促進及び中心市街地の活性化を支えるために重点的に取り組む交通施策の立案などを策定の目的とする計画。

### 盛岡市緑の基本計画 [p. 55]

平成13年度に策定された都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ緑に関する基的な方針を定める計画。

### 盛岡市木材利用推進方針 [p. 65]

市産材の利用を図り、林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持増進や市民の市産材の利用を推進していくことを目的として策定した方針。

## ヤ

### 有害大気汚染物質 [p. 14]

継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質をいう。中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質を幅広く選定したリスト（248物質）の中から、人の健康リスクがある程度高いと考えられる23物質を「優先取組物質」として選定している。

### ユニバーサルデザイン [p. 63]

障害者のため、高齢者のためという特別なデザインではなく、すべての人が使いやすく利用されやすい差別のないデザイン。

### 要請限度 [p. 24]

自動車などから発生する騒音や振動がこの限度を超えて発生した場合には、人の健康や生活環境が著しく害されるおそれがあるため、公安委員会に「道路交通法」の規定による車両の通行の制限について要請することができる。また、道路管理者又は関係行政機関に道路構造の改善などについて意見を述べることができると定められている。

## ラ

### 緑地協定 [p. 79]

「都市緑地保全法」に基づき市街地の良好な環境を確保するため、まとまった区域の土地所有者などが締結するこ

とができる当該区域の緑地の保全又は緑化に関する協定。

### **レッドデータブック** [p. 78]

絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その生息・生育状況をまとめたもので、危機を表す赤色の表紙からこう呼ばれている。絶滅の危険度により、絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧などに分けて設定している。

### **B**

#### **BOD (生物化学的酸素要求量)** [p. 19]

有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が一定条件のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。この数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示す。

### **C**

#### **COD (化学的酸素要求量)** [p. 21]

海中や湖沼の有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く汚れが大きいことを示している。

### **E**

#### **ESD** [p. 39]

Education for Sustainable Developmentの略称。日本が国連に提案し、採択された取組。社会的課題を考え、解決していくために学び、行動を起こしていく取組をいう。ESDにおける「開発」は、いわゆる土木工事などの開発をさすものではない。ESDは、国によって取組に違いがあり、先進国では、環境、ジェンダー、国際理解が中心であるが、途上国では貧困、エイズ、紛争などが重要な課題として取り組まれている。

#### **EMS (エネルギー・マネジメントシステム)** [p. 32]

電気などの使用状況を把握・分析し、削減可能な箇所を見つけて対策を講じることで経費等の削減につなげるシステム。

#### **ESCO (エスコ) 事業** [p. 61]

Energy Service Companyの略。事業者負担により顧客に対する省エネ改修を実施し、省エネ改修で実現した経費削減実績の一部を事業者が報酬として受け取る形態の事業。顧客側に省エネ改修に関する新規の費用負担が生じない点がメリットとされるが、省エネによる十分な費用削減効果が発生しなければ事業として成立しないデメリットがある。

### **N**

#### **NPO** [p. 44]

Non-profit organizationの略称。民間非営利団体。

### **P**

#### **PCB廃棄物 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物)** [p. 70]

有害物質であるポリ塩化ビフェニル(PCB)や、PCBに汚染されたものが廃棄物となったものをいう。昭和47年以降、製

造や新たな使用が禁止され、絶縁油にPCBを使用したトランスやコンデンサ等で廃棄物になったものはPCB廃棄物として特別な保管・処分をしなければならない。

#### **pg-TEQ/m<sup>3</sup>** [p. 18]、**pg-TEQ/L** [p. 22]、**ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>** [p. 70]

pg-TEQ/m<sup>3</sup>とは、環境大気中のダイオキシン類の濃度を表す単位で、pg-TEQ/Lとは水1リットル中のダイオキシン類の濃度を表す単位。pg (ピコg) = 1兆分の1。

ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>とは、排出ガス中のダイオキシン類の濃度を表す単位で、標準状態 (0°C、1気圧) における濃度を表す。1ng (ナノg) = 10億分の1。

TEQとは、毒性等価換算濃度をいう。ダイオキシン類の濃度は、測定により得られるダイオキシン類の各異性体の濃度値に国際毒性等価係数を乗じて、毒性等価換算濃度により表す。

#### **pH (ピーエイチ、ペーハー、水素イオン濃度指数)** [p. 19]

酸性、アルカリ性を示す指標で、中性はpH 7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性になると7よりも大きくなる。

#### **POWER-to-Gas (パワーツーガス)** [p. 32]

電力から水の電気分解を利用して水素やメタン等の気体燃料に変換し、貯蔵・利用する技術のこと。再生可能エネルギーは気象条件によって発電量が大きく変動するため、発電量が電力需要を上回った際の余剰電力を貯蔵し、再び気体燃料として使用する方法など技術開発が進められている。

#### **ppm** [p. 15]

微量の割合を表す単位である。1 ppm = 100万分の1 = 0.001%、1 ppb = 10億分の1 = 0.001 ppm。気体状態の大気汚染物質濃度を示す場合、1 m<sup>3</sup>の大気中に1 cmの汚染物質が含まれているとき、1 ppmと表示する。

### **S**

#### **SDGs (持続可能な開発目標)** [p. 2]

2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された、誰一人取り残さない持続可能な開発のための17の国際目標のこと。17の目標の下に169のターゲットが決められており、2016年1月に発効し2030年を年限としている。

### **Z**

#### **ZEH (ゼッチ)** [p. 61]

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略語。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。

#### **ZEB (ゼブ)** [p. 61]

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費するエネルギーをゼロにすることを目指した建物のこと。

## 環境関連行政のあゆみ

年月	盛岡市	国・岩手県
昭和29年 4月		○清掃法公布
10月	○清掃条例制定	
昭和31年 4月		○都市公園法公布
昭和33年 4月		○下水道法公布
昭和42年 8月		○公害対策基本法公布
昭和43年 6月		○大気汚染防止法公布
10月	○あすを築く盛岡市民運動実践協議会設立	○騒音規制法公布
昭和45年 7月	○盛岡地区衛生処理組合発足	
12月		○水質汚濁防止法公布
昭和46年 6月		○廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
9月	○盛岡市環境デザイン委員会設置	○悪臭防止法公布
10月	○県内都市公害防止対策連絡協議会設置	
12月	○自然環境保全条例公布	○県公害防止条例公布
昭和47年 4月	○廃棄物処理等手数料条例施行（清掃条例廃止）	
6月	○自然環境審議会設置	○自然環境保全法公布
10月	○自然環境保全基本計画策定	
昭和49年 4月	○盛岡市グリーンバンク設立	
昭和51年 3月	○自然環境及び歴史的環境保全条例公布（自然環境保全条例を改正）	
6月	○自然環境等保全審議会設置（自然環境審議会を改組）	
昭和54年 6月		○振動規制法公布
昭和58年 5月		○エネルギーの使用の合理化に関する法律公布
昭和59年	○都市景観建築賞（現在の「都市景観賞」）を制定	○浄化槽法公布
昭和60年 3月	○アメニティタウン計画策定	
昭和61年 1月	○アメニティタウン市民懇話会設置	
昭和63年 5月		○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律公布
平成 2年 2月	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画策定	
6月		○スパイクタイヤ粉塵の発生の防止に関する法律公布
平成 3年 3月	○ごみ減量推進基金条例公布	
4月		○再生資源の利用の促進に関する法律公布
12月	○ごみ減量資源再利用推進会議設置	
平成 4年 4月	○都南村と合併	

年月	盛岡市	国・岩手県
平成 4年 6月		○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律公布
10月		○岩手の景観保全と創造に関する条例交付
平成 5年11月		○環境基本法公布
平成 6年 3月	○ごみ減量化行動計画策定	
9月	○廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例公布	
12月	○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の政令市に指定	○国「環境基本計画」策定
平成 7年 4月		
6月		○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
平成 8年 1月	○廃棄物対策審議会設置	
3月	○盛岡地区衛生処理組合生活排水処理基本計画策定	
10月	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定 ○盛岡市役所エコオフィスづくり行動計画策定	
平成 9年 4月	○環境部設置（環境課、清掃管理課、ごみ減量推進室、クリーンセンター建設推進室）	○新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法公布
6月		○環境影響評価法公布
11月	○県フロン回収等推進協議会に加入	○県フロン回収等推進協議会設立
12月	○国土利用計画盛岡市計画策定	
平成10年 3月	○環境基本条例公布	○県環境の保全及び創造に関する基本条例公布
4月	○クリーンセンター供用開始	
6月	○水質異常対策要領策定	
7月		○特定家庭用機器再商品化法公布
10月		○県環境影響評価条例公布
平成11年 1月	○環境審議会設置	○地球温暖化対策の推進に関する法律公布
3月	○岩手ITS推進連絡協議会に加入	
7月		○岩手ITS（高度道路交通システム）推進連絡協議会設立
9月		○ダイオキシン類特別措置法公布
平成12年 3月	○環境基本計画策定	○県「環境基本計画」策定
5月	○盛岡市役所地球温暖化対策の推進実行計画策定（エコオフィスづくり行動計画の改定）	○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布
6月		○国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）公布
		○循環型社会形成推進基本法公布
		○食品循環資源の再利用等に関する法律公布
		○資源の有効な利用の促進に関する法律公布

年月	盛岡市	国・岩手県
平成13年 6月 12月	○緑の基本計画策定	○県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例公布
平成14年 3月 6月 7月	○水道水源保護条例公布 ○都市計画マスタープラン策定 ○一般廃棄物処理基本計画改定 ○ごみ減量化行動計画改定	○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布 ○使用済自動車の再資源化等に関する法律公布
平成15年 3月 4月		○国「循環型社会形成推進基本計画」策定 ○県新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例公布 ○県循環型地域社会の形成に関する条例公布 ○県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例公布 ○県産業廃棄物税条例公布
平成16年 3月 平成17年 2月 4月 6月 7月	○新エネルギービジョン策定 ○I E S運用開始 ○盛岡市役所エコオフィス行動計画改定	○京都議定書発効 ○県「地球温暖化対策地域推進計画」策定
平成18年 1月 4月 8月	○玉山村と合併（玉山区設置） ○I E S導入部署拡大 ○I E S認証継続（15施設認証拡大）	
平成19年 3月 8月	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定 ○ごみ減量化行動計画改定 ○盛岡市環境基本計画改訂 ○I E S認証継続（玉山総合事務所・教育関連施設等認証拡大）	
平成20年 5月 6月		○エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律公布 ○地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律公布
平成22年 4月 平成23年 3月 8月	○盛岡市グリーンオフィス行動計画策定 ○盛岡市環境基本計画（第二次）策定 ○盛岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定	
平成24年 3月	○もりおか30万人のごみ減量化行動計画策定 ○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定	○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布

年月	盛岡市	国・岩手県
平成25年 6月		○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律公布
11月		○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律公布
平成26年 5月		○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律公布
平成27年 7月	○盛岡市環境基本計画（第二次）改訂	
12月		○パリ協定採択
平成28年 1月	○盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画策定	
3月	○盛岡市農山漁村再生可能エネルギー法基本計画策定	
4月	○I E S運用終了 ○玉山区制廃止 ○盛岡市エコオフィスプラン策定	
5月		○国「地球温暖化対策計画」策定
11月		○パリ協定発効
平成29年 3月	○盛岡市一般廃棄物処理基本計画改定	
平成30年 3月	○盛岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定 ○盛岡市木質バイオマス利用推進アクションプラン策定 ○盛岡市災害廃棄物処理計画策定	
6月		○気候変動適応法公布
11月		○国「気候変動適応計画」策定
令和元年 5月		○食品ロスの削減の推進に関する法律公布
11月		○県「2050年温室効果ガス排出量の実質ゼロ」表明
12月		○県「海岸漂着物対策推進地域計画」策定
令和 2年10月		○国 2050年実質排出ゼロを表明
令和 3年 3月	○盛岡市環境基本計画（第三次）策定 ○盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（生物多様性地域戦略）策定 ○盛岡市エコオフィスプラン改定	○県「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」策定
令和 3年 4月		○国2030年度温室効果ガス46%削減を表明
令和 3年 5月		○地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正（2050年度実質ゼロを明記）
令和 3年 6月		○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律公布
令和 3年10月		○国「地球温暖化対策計画」策定
令和 4年 6月	○盛岡市気候変動対策実行計画～もりおかゼロカーボン2050～策定	○国 第6次エネルギー基本計画策定
令和 6年 5月		○国 第六次環境基本計画策定

年月	盛岡市	国・岩手県
令和 7年 2月		○国「地球温暖化対策計画」策定 国 第7次エネルギー基本計画策定

## 盛岡市の環境保全に関する主な行政機構

(令和7年4月1日現在)

